☆　　（２０２４年１月４日現在適用中）

１．商品名（略称）	**譲渡性預金** （略称）ＮＣＤ ※本商品は預金保険の対象外です ※本商品は中途解約することができません
２．販売対象	・個人および法人
３．期間	・満期日指定方式 ２週間以上２年以下 ・自動継続のお取り扱いはできません
４．預入方法	
(1) 預入方法	・一括預入
(2) 預入金額	・１，０００万円以上
(3) 預入単位	・１円単位
５．払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します ※本商品は満期日以後の利息は付きません
６．利息	
(1) 適用金利	・預入時の適用金利を満期日まで適用します
(2) 利払頻度	・満期日以後に一括して支払います ただし、満期日が預入日の２年後の応当日の場合にのみ、預入日の１年後の応当日に中間利払が受けられます
(3) 計算方法	・付利単位を１円とした１年を３６５日とする日割計算
(4) 税金	・個人：２０．３１５％（国税１５．３１５％・地方税５％）の源泉分離課税 ・法人：総合課税（非課税法人の場合は非課税）
７．譲渡	・銀行所定の「譲渡通知書」に譲渡人ならびに譲受人が記名押印した上、確定日付を付し、証書とともに取扱店にご提示ください ・利息とともに譲渡し、元利金の一部の譲渡はできません ・当社に対して譲渡することはできません
８．手数料	・銀行が譲受人を斡旋した場合は、以下の流通取扱手数料がかかります ・流通取扱手数料（消費税込手数料） 証書金額×０．１２５％×$\frac{\text{満期日までの残存日数}}{365}$×１．１０ により算出した金額 ただし、計算の結果、１万円未満の場合は１万円
９．その他参考となる事項	・預金保険の対象外です ・中途解約することができません ・当社が買い取ることはできません ・期日前に譲渡された場合、市場金利の情勢によっては譲渡の代金が当初預入金額を下回る場合があります ・満期日以後は付利されません

☆	10. 金　利　情　報	・店舗窓口または大垣共立銀行ホームページにてご確認ください
	11. 当社が契約している指定紛争解決機関	・当社が契約している指定紛争解決機関は一般社団法人全国銀行協会です 連絡先　全国銀行協会相談室 電話番号　０５７０－０１７１０９または０３－５２５２－３７７２ （受付時間は、平日９：００～１７：００です）